

# 里親契約書

ペットショップチッチ代表 **武田愛貴**（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_は以下の基本的条件等を確認したうえで、甲は\_\_\_\_\_を甲が指定する下記の犬の里親（以下「乙」という。）となることを認め、乙は以下に定める条件等を遵守することを誓約し里親となることを承諾した。

## 記

### 指定犬種

---

当店所有の犬たちは、このブリーダー業界では珍しく、毎年の伝染病予防混合ワクチン接種・フィラリア（毎年約7か月間）・虫下し等、予防対策が十分管理されております。

また、病気予防・口に入れる物・美容（シャンプー・カット）等、子犬の頃から家庭犬同様に大切に育てております。その為、どなた様にでも里親になっていただいているわけではありません。当店のワンちゃんの里親になるためには以下の条件や約束事がいくつかございます。また、その犬（以下「里子」といいます。）の性格によっては、条件や約束事の追加をさせていただく事もございます。

なお、個人情報保護法に基づく個人に関する情報は、必要に応じて記載していただいた事項及びお預かりした書類又は写しにつき当店が責任をもって管理し、本人の承諾なしに一切公開することはありません。ただし甲乙間において紛争が生じた場合は必要な限度で第三者機関等に公開することがあります。

里親になって頂いた後、何事も紛争等が生じなければ問題ありませんが、万が一約束事が反故にされるなど契約違反があった場合のために、ここでいう里親の意義について申し上げます。

里親は里子の飼育や管理保護、賠償責任、飼育費用その他の危険負担について全責任を負います、しかしそれらが著しく不相当と看做された場合は返還義務を負うものであり、決して何をしてもよいというものではないことを強く意識してくださるようお願いいたします。里子の所有権についてですが、里子の所有権については甲に所有権を留保し、甲が里子の生活環境等につき問題がないと認めたときに別途所有権譲渡証書をお渡しします。ただし、所有権譲渡証書が発行された後であっても契約違反や約束事の反故があった場合は里子の返還義務が生じることに変わりはなく、これらのことを里親は本書面に証明押印した時において承諾し、遵守することを約束したことになります。

また、返還がされた時は、それまでに乙が負担した費用等の一切（トライアル時に負担した費用を含む）は乙の負担とし、甲に請求することはできません。

なお、甲は乙に何らの問題等もないのに一方的に返還を求めたりすることは決してありません。

以下、里親になっていただくための遵守すべき基本的条件です。

## ※里親契約書は全3枚あります。

これ以下の基本的条件は、ある程度、里親のお話が進んで参りました方のみに関示致します。ご希望の方はお問い合わせ下さい。

## 里親トライアルについて

1. 数年チッチで暮らしている犬（以下「子」といいます。）なので、生活習慣や癖などは、固定されています。
2. 新たな躰や、ルールを教えるのも純粹無垢な子犬と違い何でも考える知能もあり、その子なりに気持ちの整理もあると思います。
3. 今までの習慣がありますから、人間が思う程、そう簡単ではありません。
4. 子をストレスの無い様に新しい環境へ移行させるにはチッチと同じように接して飼育していただきたいの思いもあります。
5. 里子はその子が結局のところどうであれ、その子の全てをそのまま受け入れる・受け止めるという広いお心と寛大な気持ちの持ち主でなければ上手く行かないこともあります。それはその子がとても良い性格であっても同じです、その子にはその子の生きてきた生活過程があるからです。それを自分好みの犬に躰け直す、という事を強要してしまうことによりストレスから体調不良や、精神を病む犬も多いのです。
6. 新しい環境に順調に適応するかどうか分かりませんし、上手く行きそうな子がいれば1週間のトライアル（お試し）を開始していただきます。
7. 1週間後に一度トライアルの子をお返しいただき、上手く行ったようであればチッチのかかりつけ獣医で、避妊又は去勢手術を行います（これらの費用は里親になられる方のご負担となります）。それから抜糸が完了するまでの1～2週間後に里親契約書の取交わしを行います。事前に里親契約書の内容をよくお読みになって頂きご理解願います、この際にご質問等がございましたらご遠慮なく何でもお聞きください。
8. 里子としてお渡しする子は完全室内犬になります。玄関や半外・サンルームは認められませんのでご承知おきください。
9. 犬種にもよりますが飼育費用は月額1万円程（医療費、健康診断、食事、トリミング、生活必需品等）を予定してください。

### トライアル（お試し）中の厳守事項

- ① お散歩や、外出は、脱走・迷子防止のため禁止します。
- ② 犬の所有権はチッチにあります。善管注意義務をもって管理をお願いします。万が一、死亡・怪我・迷子になった場合は速やかにチッチへご連絡ください。
- ③ 死亡・怪我・迷子等に明らかな善管注意義務違反・故意・重過失が認められる場合は損害賠償・治療費・迷子搜索費用・獣医医療費用などを請求させていただきますことをご了承願います。

動物取扱業者登録番号

富山県魚保第 008 号・富山県魚販第 008 号

〒937-0015 富山県魚津市東山 818

ペットショップチッチ

代表 武田 愛貴